

静岡県告示第100号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和5年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社さとやまワークス	沼津市東原566番地1	児童発達支援・放課後等デイサービスサトヤマキッズ	沼津市東原566番地1	令和5年2月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし
合同会社満元	駿東郡清水町長沢248番地の5	放課後等デイサービス 泉	駿東郡清水町長沢248番地の5	令和5年2月1日	児童発達支援	重症心身障害児
株式会社Life Smile Kids	下田市西本郷二丁目21番地11	わたもこkids	下田市西本郷二丁目21番地11	令和5年2月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし